

一般住宅・共同住宅のレンジフードと排気ダクトの設置について

札幌市消防局

◎ 排気ダクト等の可燃物からの離隔距離

レンジフード、排気ダクトは、可燃物から 10cm 以上離すこと。

ただし、次の施工方法による場合は、それぞれの離隔距離とする。

○ 天 蓋

上方・・・天井等を厚さ 5 mm 以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料で被覆した場合

2 cm 以上

側方・・・厚さ 9 mm 以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合

0 cm 以上

○ 排気ダクト

開放空間に設ける場合

1 厚さ 50mm 以上のロックウール保温材、ケイ酸カルシウム保温材又はこれらと同等以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料で被覆した場合

0 cm 以上

2 天井等を厚さ 5 mm 以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料で被覆した場合

5 cm 以上

天井裏などの隠ぺい空間に設ける場合

1 厚さ 50mm 以上のロックウール保温材、ケイ酸カルシウム保温材又はこれらと同等以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料で被覆した場合

0 cm 以上

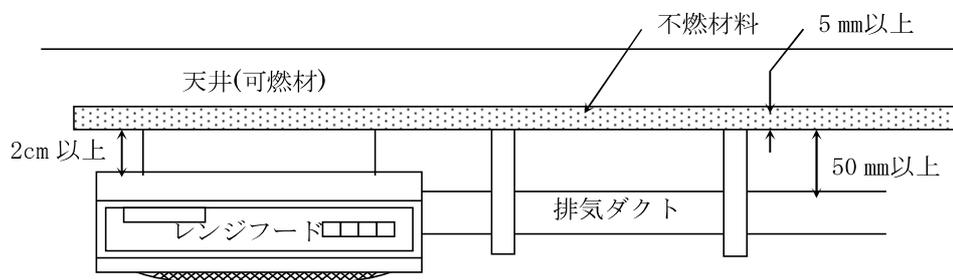
2 厚さ 25mm 以上のロックウール保温材、ケイ酸カルシウム保温材又はこれらと同等以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料で被覆した場合

5 cm 以上

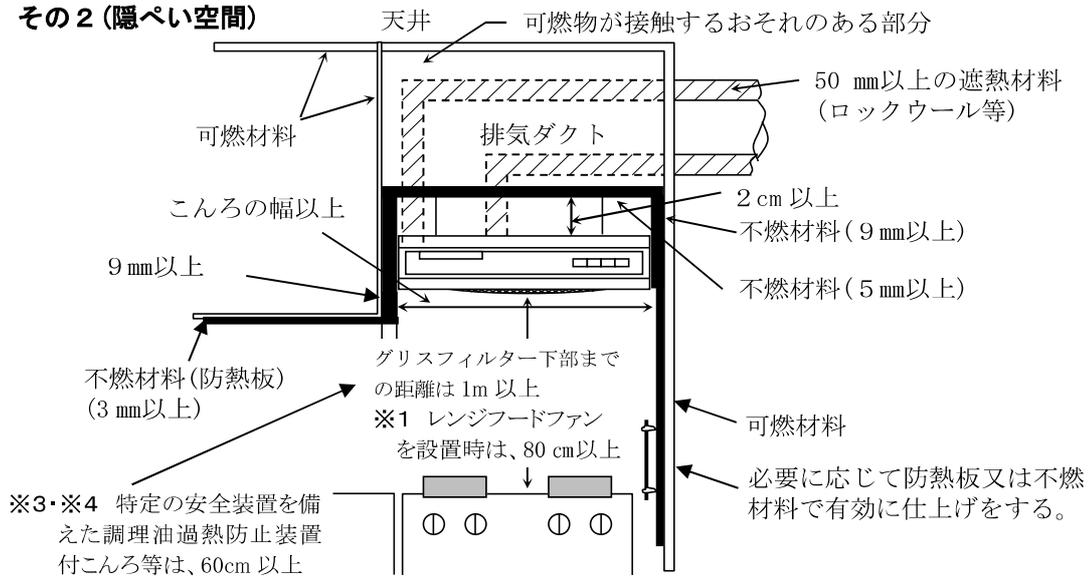
3 飛込口近くと屋外への出口近くの 2 箇所以上に 4 5 cm 角以上の点検口を設けること。

レンジフードファンの設置例

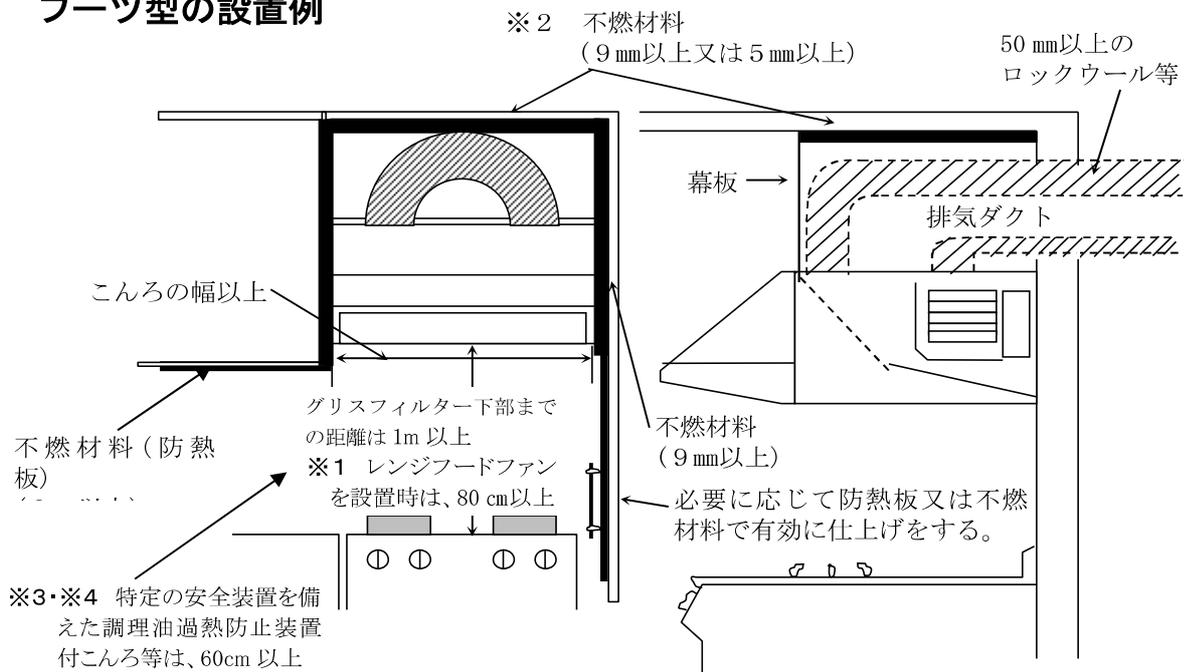
その 1 (開放空間)



その2 (隠ぺい空間)



ブーツ型の設置例



※1 レンジフードファンとは、厨房用の換気扇（電気用品安全法政令別表第2に規定する換気扇）で、機器の一部を天蓋とした風量 $15 \text{ m}^3/\text{min}$ 以下のもので金属製のものをいう。（製品に添付されているラベル又は取扱説明書にて確認する。）

※2 レンジ本体上部と天井までの距離が 30cm 以上ある場合及び幕板にガラリ（概ね幅 $2\text{cm} \times$ 幕板の $\frac{2}{3}$ 以上の長さ）を有しているものについては、その厚さを 5mm 以上とすることができる。

※3 「特定の安全装置を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等」とは、JIS規格等の基準に適合したもののうち、次の基準に適合するものをいうが、こんろ上方離隔距離を緩和するためには、別途、ガス機器防火性能評定の認定を受ける必要があるため、製品に添付されている評価ラベル又は取扱説明書にて確認が必要である。

- ・ 全てのこんろバーナーに調理油過熱防止装置が設置されていること。
- ・ 全てのこんろバーナーに立消え安全装置が装着されていること。
- ・ 調理モード切替えができるものは、使用者の意識なしに変更されないこと。
- ・ 調理油量、鍋材質その他使用上の注意事項が取扱説明書に記載されていること。

※4 各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式であること。

【お問合せ先：予防部予防課防火安全係 011-215-2040】